

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

平成23年度

施設名	新潟市江南区体育施設等（プールあり）亀田総合体育館			
管理者名	新潟市開発公社グループ	指定期間	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日
新潟市主管課	江南区 地域課			
所在地	区名	江南区	住所	新潟市江南区茅野山3丁目1番13号
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律・スポーツ振興法			
設置条例	新潟市体育施設条例			
施設概要	竣工年月日 平成8年4月28日 敷地面積 総合運動公園全体 76,070m ² 体育館用地分 38,400m ² 建築面積 7,238m ² 延床面積 9,618m ² 構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨2階建・塔屋2階建 主要施設 メインアリーナ（バスケットボール2面／バレー2面 卓球32台／バドミントン8面） サブアリーナ（バスケットボール1面／バレー2面 卓球16台／バドミントン4面） 室内温水プール（25m×6コース・幼児用・低学年・着水プール ウオータースライダー1基） トレーニングルーム（トレーニング機器各種） ランニングコース（1周 185m） 屋外テニスコート（砂入れ人工芝 照明付 3面） 観覧席 固定 708席 ・会議室・ミーティングルーム・医務室等			

施設設置目的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置。
管理・運営に関する基本理念、方針等
(1) 新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及及び振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するよう管理運営を行うこと。 (2) 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。 (3) 利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4) 利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5) 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費削減に努めること。 (7) 法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。 (8) 指定管理者制度を理解し、実践すること。

（評価基準） A：評価指数を達成し、かつ達成度・内容が優れている。 B：評価指数が達成されている。 C：評価指数が達成されていない。

視点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
	広報の充実	・年間マスコミ掲載回数1回以上 ・月間ホームページ等による情報提供更新1回以上 ・施設利用者への広報誌・情報誌・チラシ等の発行 月1回以上	マスコミ 年2回 HP・チラシ 月2回	B	積極的に区役所だよりを活用したりしたことは評価できる。HP等にて江南区独自の健康や運動に関する更なる情報提供を望む。
	基準利用者数の達成	・年275,000人以上(うちプール7,000人以上)*東日本大震災による避難所開設、アリーナ床改修工事を考慮	273,192人 (68,680人)	B	目標値に届かなかったが、東日本大震災の避難所開設により4月の1ヶ月間使用できなかつたことを考慮すると十分に評価できる。次年度以降、更なる個人利用者の増加を期待する。

	基準稼働率の達成	・アリーナ 70%以上 テニスコート60%以上(4月～10月) *上記自主事業含む	アリーナ 80.3% テニス 54.12%	B	テニスコート(4～10月)が未達成であったが、積極的に教室を行うなどの努力が見られた。
市 民	予約システムの利用率の達成	・過去2年間の利用率の平均より2%増(33.945%以上)	H21 24.48% H22 39.41% H23 28.87%	B	昨年比、10.54%減少し目標値に届かなかつたが、東日本大震災の避難所開設により4月の1ヶ月間使用できなかつたことを考慮すると十分に評価できる。
	トレーニングルーム初回者講習会の実施	・毎日2回以上(週20回以上)	年 920回	A	昨年度より初回者講習会の回数を若干(前年:708回)増やせたことは、一定の評価ができる。更に新規の利用者を増やせるよう努力を望む。
	各種サービス別満足度	・スポーツ教室参加満足度 5段階中3以上が70%以上 ・施設利用者満足度(接客) 5段階中3以上が85%以上 ・利用者の声で苦情が50%以下	教室満足度 98.0% 苦情 23%	A	昨年度に比べ、苦情は半減している。区との情報の共有を図っていることから、利用者への対応が非常によくなつた。今後も利用者のニーズに応えられるよう区と連携強化を期待する。
	スポーツ教室の・事業等の実施	・設置目的に合致した教室(年間)900コマ以上実施 ・教室参加者 年間 延22,000人以上(*東日本大震災による避難所開設を考慮)	年 1,075コマ 参加者 23,870人	A	東日本大震災の避難所になり教室を中止したのにも関わらず、目標値をクリアしたことは高く評価できる。
	苦情・要望に関する対応	・苦情・要望には、1週間以内に回答 ・苦情対応マニュアルの整備	マニュアル 整備済	A	「さわやか提案」に関する要望等を区に相談・報告し、適切に対応していた。
財 务	業務の効率化	・施設利用者1人あたりのコスト削減額が過去3年間の平均値以下	江南区全体で評価	B	経費の縮減については、一定の評価ができる。
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項・指標の遵守	適切	A	業務基準書に定める事項をよく理解し、区に常に協議・報告し業務を遂行していた。
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・人身事故 補償を伴う事故発生件数0件 ・心肺停止事故件数の90%以上にAEDを使用 ・水難事故0件 ・物損事故 指定管理者が修繕できないもの(5年)で1件以下	AED使用事例 1件	A	11月にAEDを使用する事例が発生したが、迅速に且つ適切に対処したことは非常に評価できる。その他、人身事故・物損事故等の報告なし
	他施設等の連携に関する理解	・週1回 館長会議の開催、週1回以上の区との連絡調整	毎週開催	B	他区と連携を図る意味で館長会議を行っている、管理運営に関するこの区役所への相談・報告も適宜な形でおり区との連携が図れていた。
	業務基準書に定める各種人員の配置	・業務基準書定める以上の各種人員を配置	職員名簿による	C	配置人数が未達成の時期があった。職員のスキルアップを図り、更なる効率的な職員配置、ソフトサービスの向上を期待する。
	日常連絡の適切さ	・事故報告は、発見より30分以内 ・重クレーム報告は1時間以内 ・市からの質問事項等の〆切厳守	適切	A	重大事故なし。区への報告や連携も迅速に行われおり、連携も図られていた。
	事業計画・事業報告の適切さ	・事業計画書・事業報告書提出の〆切厳守	適切	B	指定日時までに提出されていた
	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	・業務改善指導の〆切厳守	適切	B	改善指導なし
業 務	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・安全責任者は、常勤職員が配置されているか ・安全責任者が不在の場合の代理が決まっているか ・連絡体制、連絡方法のマニュアルが整備されているか ・地域防災計画と整合する体制の要項が整備されているか	施設長 確立されている	A	安全責任者には常勤職員を配置し、安全確保体制・マニュアル化が確立されていた。実際に東日本大震災の避難所になった際やAED使用等の非常時の、安全確保体制が機能していた。
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応要項が整備されているか(非難誘導や蘇生対応等) ・警察や消防への連絡体制が整備されているか ・被害拡大の予防対策が整備されているか(初期消火、施設の閉鎖等) ・市の主管課への連絡体制が整備されているか ・事件・事故対応訓練や講習を年1回以上実施	適切	A	上記と同様に、常勤職員は、消防訓練やAED講習会を受講するなどし、非常時における対策・連絡体制が整備されている。東日本大震災の際の対応は迅速で適切な判断があり、高く評価できるものであった。
	関係法令の遵守	・個人情報の取扱いに関するマニュアルの整備(研修を1回以上行うこと)	マニュアル 整備済	A	マニュアル整備済、委託職員へも徹底

	守秘義務の徹底	・機密情報の取扱いに関するマニュアルの整備(研修を1回以上行うこと)	マニュアル整備済	A	上記同様
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項の遵守	適切	A	区の求めている業務基準を十分に理解している
人材	配置職員条件の充足	・業務基準書で定める以上の必要な資格や経験を有する職員を配置	経験3年以下が過半数以上になつたことがある	C	次年度以降、経験年数を補う研修や教育を望む。
	知識や技能の向上	・プール救助訓練を年2回以上実施し担当者は全員参加すること ・業務用の実施マニュアルを整備している(研修を1回以上行うこと)(トレーニング指導に関するスキルアップ研修を年5回以上行うこと)	2回実施マニュアル整備	B	各種マニュアルにより整備されている。また、マニュアルよりも必要な研修等を更に充実させるよう期待する
	プール監視員の条件	・視力1.0以上 ・泳げること	適切	B	条件を満たしている。
	労働基準の充足	・労働関係法令の遵守(労働条件等の問題 年0件)	適切	B	適正に遵守されていた。
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項の遵守	適切	B	適正に遵守されていた。今後は、職員の資格を活かす管理運営を期待する。

総合評価（所見）

平成23年度は、昨年度と同様に区との連携を図りながら様々な媒体を活用しPR活動を行った結果、東日本大震災による避難所開設による4月の1か月間の休館や8月のアリーナ床改修による利用者の減少を最小限に留めたことは評価できる。今回、東日本大震災の避難所に関する対応や11月のAEDを使用した迅速な対応は、職員の危機管理意識の高さを感じられ、利用者や避難者に対して安心で安全な施設という印象を与えたことは非常に価値があることである。今後、更に区との連携を図り、危機管理体制の強化は勿論のこと、施設や教室・健康等の情報をホームページや区役所だより等を積極的に活用するとともに、職員の持っている資格や資質を活かしながら、更なる個人利用の増加とソフトサービスの充実した安心で安全な魅力ある体育施設の管理運営を期待する。

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

平成23年度

施設名	新潟市江南区体育施設等（無人・無料） 亀田運動広場（ふれあいドーム・少年野球場）			
管理者名	新潟市開発公社グループ	指定期間	平成21年4月1日	～ 平成26年3月31日
新潟市主管課	江南区 地域課			
所在地	区名	江南区	住所	新潟市江南区亀田緑町1丁目810番地3
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律・スポーツ振興法			
設置条例	新潟市体育施設条例			
施設概要	<p>(ふれあいドーム)</p> <p>竣工年月日 平成13年5月1日</p> <p>敷地面積 亀田運動広場全体 11,678.03m²</p> <p>ふれあいドーム分 997.87m²</p> <p>建築面積 984m²</p> <p>構造 鉄骨造酸化チタン膜葺1階建 砂入れ人工芝 照明付</p> <p>主要施設 ふれあいドーム（ゲートボールコート2面／テニスコート1面）</p> <p>物置・休憩室（亀田西ひまわりクラブ併設休憩室）</p> <p>(亀田少年野球場)</p> <p>敷地面積 11,201m²</p> <p>主要施設 少年野球場（クレー）外野部分一部 ゲートボールコート</p>			

施設設置目的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置。
管理・運営に関する基本理念・方針等
<p>(1) 新潟市体育施設条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及及び振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するよう管理運営を行うこと。</p> <p>(2) 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3) 利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4) 利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5) 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費削減に努めること。</p> <p>(7) 法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p> <p>(8) 指定管理者制度を理解し、実践すること。</p>

（評価基準） A：評価指標を達成し、かつ達成度・内容が優れている。 B：評価指標が達成されている。 C：評価指標が達成されていない。

視点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
市民	広報の充実	・月間ホームページ等による情報提供更新1回以上	月2回	B	HP等で更なる情報提供を望む
	基準利用者数の達成	・年 38,000人以上(2施設合計) *節電によるナйтеー利用中止を考慮	41,826人	A	東日本大震災による節電利用の影響を最小限に留め、目標値を上回ったことは評価できる。
	各種サービス別満足度	・施設利用者満足度 5段階中3以上が60%以上 ・各種サービスの苦情5件以下	施設満足度 99.0% 苦情なし	A	施設満足度が99%で苦情等もないことから評価できる。
	苦情・要望に関する対応	・苦情・要望には、1週間以内に回答 ・苦情対応マニュアルの整備	苦情なし マニュアル整備済	A	要望・苦情なし

財務	業務の効率化	・施設利用者1人あたりのコスト削減額が過去3年間の平均値以下	江南区全体で評価	B	経費の縮減については、一定の評価ができる。
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項・指標の遵守	適切	A	業務基準書に定める事項をよく理解し、区内常に協議・報告し業務を遂行していた。
業務	事件・事故発生時の対応の適切さ	・人身事故 補償を伴う事故発生件数〇件 ・物損事故 指定管理者が修繕できないもの(5年)で1件以下	〇件	B	人身事故・物損事故の報告なし。
	日常連絡の適切さ	・事故報告は、発見より30分以内 ・重クレーム報告は1時間以内 ・市からの質問事項等の〆切厳守	適切	A	重大事故なし。区内への報告や連携も迅速に行われおり、連携も図られていた。
	事業計画・事業報告の適切さ	・事業計画書・事業報告書提出の〆切厳守	適切	B	指定日時までに提出されていた
	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	・業務改善指導の〆切厳守	適切	B	改善指導なし
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・安全責任者は、常勤職員が配置されているか(他施設との兼任可) ・安全責任者が不在の場合の代理が決まっているか ・連絡体制、連絡方法のマニュアルが整備されているか ・地域防災計画と整合する体制の要項が整備されているか	適切	A	屋外専門員を配置し、他区との兼任であったが安全確保体制・マニュアル化が確立されていた。
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応要項が整備されているか(非難誘導や蘇生対応等) ・警察や消防への連絡体制が整備されているか ・被害拡大の予防対策が整備されているか(初期消火、施設の閉鎖等) ・市の主管課への連絡体制が整備されているか ・事件・事故対応訓練や講習を年1回以上実施	適切	A	上記と同様に、ふれあいドーム利用者に対し消防訓練を年2回実施するなど、非常時における対策・連絡体制が整備されている。また、今回の東日本大震災における節電利用についての対応も迅速であった。
	関係法令の遵守	・個人情報の取扱いに関するマニュアルの整備(研修を1回以上行うこと)	マニュアル整備済	A	マニュアル整備済
	守秘義務の徹底	・機密情報の取扱いに関するマニュアルの整備(研修を1回以上行うこと)	マニュアル整備済	A	上記同様
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項の遵守	適正	A	区の求めている業務基準を十分に理解している
人材	配置職員条件の充足	・業務基準書で定める以上の必要な資格や経験を有する職員を配置	適切	A	他区との兼任ではあるが屋外専門員を配置しており、適宜、亀田総合体育館職員が巡回、整備も行っている。
	知識や技能の向上	・業務用の実施マニュアルを整備している(研修を1回以上行うこと)	マニュアル整備済	B	各種マニュアルにより整備されている。
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項の遵守	適切	B	業務基準書に定める事が達成されていた。

総合評価（所見）

亀田運動広場(亀田少年野球場、ふれあいドーム)については、他区との兼任ではあるが屋外専門員を配置するとともに亀田総合体育館職員が適宜巡回整備するなど、大変よく管理されていた。また、東日本大震災による節電のため、ふれあいドームの照明設備の利用制限や鉄骨塗装工事により利用中止などがあったが、大きなトラブル・苦情もなく、管理運営面で優良と評価できる。更に降雪時にはふれあいドーム等を人力で除雪するなど、サービスが行き届いていたように思える。

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

平成23年度

施設名	新潟市江南区体育施設等（無人・無料） かわね公園多目的グラウンド		
管理者名	新潟市開発公社グループ	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
新潟市主管課	江南区 地域課		
所在地	区名 江南区	住所 新潟市江南区亀田工業団地1丁目2528番地17	
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律・スポーツ振興法		
設置条例	新潟市体育施設条例、新潟市都市公園条例		
施設概要	敷地面積 主要施設 *ナイター施設有料	15,292m ² 野球場（クレー）ナイター照明付 物置	

施設設置目的
スポーツの普及振興を図り、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設置。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>(1) 新潟市体育施設条例及び都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、スポーツの普及及び振興を図り市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するよう管理運営を行うこと。</p> <p>(2) 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。</p> <p>(3) 利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。</p> <p>(4) 利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。</p> <p>(5) 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。</p> <p>(6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い経費削減に努めること。</p> <p>(7) 法令を遵守し施設の管理運営を適切に行うこと。</p> <p>(8) 指定管理者制度を理解し、実践すること。</p>

(評価基準) A : 評価指数を達成し、かつ達成度・内容が優れている。 B : 評価指数が達成されている。 C : 評価指数が達成されていない。

視点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価コメント
市民	広報の充実	・月間ホームページ等による情報提供更新1回以上	月2回	B	HP等で更なる情報提供を望む
	基準利用者数の達成	・年間 16,000人以上 *節電によるナイター利用中止を考慮	15,782人	B	東日本大震災による節電利用の影響を最小限に留めたことは評価できる。
	予約システムの利用率の達成	・過去2年間の利用率の平均より2%増(86.655%以上)	H21 77.96% H22 91.35% H23 63.50%	C	前年比 27.85%と大幅な減少であった。次年度以降改善を望む
	各種サービス別満足度	・施設利用者満足度 5段階中3以上が60%以上 ・各種サービスの苦情5件以下	施設満足度 99% 苦情なし	A	施設満足度が99%で苦情等もないことから評価できる。
	苦情・要望に関する対応	・苦情・要望には、1週間以内に回答 ・苦情対応マニュアルの整備	苦情なし マニュアル 整備済	A	要望・苦情なし
財務	業務の効率化	・施設利用者1人あたりのコスト削減額が過去3年間の平均値以下	江南区全体 で評価	B	経費の縮減については、評価できる。

	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項、指標の遵守	適切	A	業務基準書に定める事項をよく理解し、区に常に協議・報告し業務を遂行していた。
業 務	事件・事故発生時の対応の適切さ	・人身事故 補償を伴う事故発生件数〇件 ・物損事故 指定管理者が修繕できないもの(5年)で1件以下	〇件	B	人身事故・物損事故の報告なし。
	業務基準書に定める各種人員の配置	・業務基準書定める以上の各種人員を配置	適切	A	委託業者及び屋外専門部員を配置し、今まで以上に綺麗に整備されていた。
	日常連絡の適切さ	・事故報告は、発見より30分以内 ・重クレーム報告は1時間以内 ・市からの質問事項等の〆切厳守	適切	A	重大事故なし。区への報告や連携も迅速に行われおり、連携も図られていた。
	事業計画・事業報告の適切さ	・事業計画書・事業報告書提出の〆切厳守	適切	B	指定日時までに提出された
	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	・業務改善指導の〆切厳守	適切	B	改善指導なし
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	・安全責任者は、常勤職員が配置されているか(他施設との兼任可) ・安全責任者が不在の場合の代理が決まっているか ・連絡体制、連絡方法のマニュアルが整備されているか ・地域防災計画と整合する体制の要項が整備されているか	適切	A	屋外専門員を配置し、他区との兼任であったが安全確保体制・マニュアル化が確立されていた。
	事件・事故発生時の対応の適切さ	・利用者の安全確保のための対応要項が整備されているか(非難誘導や蘇生対応等) ・警察や消防への連絡体制が整備されているか ・被害拡大の予防対策が整備されているか(初期消火、施設の閉鎖等) ・市の主管課への連絡体制が整備されているか ・事件・事故対応訓練や講習を年1回以上実施	適切	A	定期的に巡回を行うなど、非常時における対策・連絡体制が整備されている。
	関係法令の遵守	・個人情報の取扱いに関するマニュアルの整備(研修を1回以上行うこと)	マニュアル整備済	A	マニュアル整備済
	守秘義務の徹底	・機密情報の取扱いに関するマニュアルの整備(研修を1回以上行うこと)	マニュアル整備済	A	上記同様
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項の遵守	適正	A	区の求めている業務基準を十分に理解している
人 材	配置職員条件の充足	・業務基準書で定める以上の必要な資格や経験を有する職員を配置	適切	A	他区との兼任ではあるが屋外専門員を配置しており、適宜亀田総合体育館職員が巡回、整備も行っている。
	知識や技能の向上	・業務用の実施マニュアルを整備している(研修を1回以上行うこと)	マニュアル整備済	B	各種マニュアルにより整備されている。
	業務基準書等に定める事項の遵守	・業務基準書等に定める事項の遵守	適切	B	業務基準書に定める事項が達成されていた。

総 合 評 価 (所 見)

かわね公園グラウンドについては、他区との兼任ではあるが屋外専門員を配置し、亀田総合体育館職員が適宜巡回するなどし、大変よく整備されていた。また、東日本大震災による節電のため、ナイター照明設備の利用を9月初旬まで制限したが、大きなトラブル・苦情もなく、利用者の減少を最小限に留めたことは非常に評価できる。次年度以降、施設予約システムの利用率を高めるよう期待する。